

第1. ①

1. 規制①は集会の自由(憲法(以下略)21条1項)に反し違憲か。
2. 集会の自由は、国民が様々な意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成、発展させ、また、相互に意見や情報等を伝達、交流する場として必要であり、さらに、対外的に意見を表明するための有効な手段であるから、表現の自由の一形態として21条1項により保障される。
集団行進は動く集会であるといえることから、21条1項により保障される。
3. 顔を隠して集団行進に参加することにより、デモの報道で顔が映ることや、就職活動や職場による弊害といった危険を回避することができる。顔を隠して集団行進に参加することを禁止することによって、参加者はその危険を受忍しなくなってしまう。そのため、集団行進の参加について萎縮効果が生じることになる。
以上のことから、規制①により集会の自由に制約が認められる。
4. しかし、集会の自由も絶対無制約ではなく、**公共の福祉による制約を受ける。**

- (1) この点について、集会の自由に対する規制が、公共の福祉を理由とする必要かつ合理的なものとして憲法上是認されるかどうかは、規制の目的・内容・態様、規制される表現の自由の性質・内容・程度等を総合的に考慮して慎重に判断されなければならない。

確かに、規制①は表現方法の規制であり、内容中立規制であるといえ、規制態様は強度ではないとも思える。しかし、集会の自由は自己実現及び民主主義の価値を有するものであり、重要な自由である。**本件規制は(回避できない)萎縮効果をもたらすものであり、(条文いる)事前規制である**といえ、規制態様が強度であるといえる。

そこで①規制目的が必要不可欠で②目的達成のために必要不可欠かで判断する。

- (2) 当該条例はデモの最中に顔を隠した参加者の一部が、商店のショーウィンドウを破壊する、ゴミ箱に放火するなどの暴力的な行為を行うようになった。さらにいくつかのデモでは、顔を隠した参加者の一部が警備に当たる警察官を負傷させ、それぞれ数十名が逮捕される事態となった背景から制定されたものである。そのため、当該条例の目的は、安全阻害行為を防止し公共の安全を守ることであるから、**目的が集会の自由を必要不可欠性を有する**といえる。

次に手段についてみると、顔を隠すことによりデモの報道で顔が映ることや、就職活動や職場による弊害といった危険を回避することができることから、デモの最中に安全阻害行為に躊躇しなくなったことが考えられる。そのため、安全阻害行為を防止するために、顔を隠すことを禁止することに関連性が認められる。

しかし、**集団行進について届出制にすることによってデモの日時場所規模、参加者の氏名を把握することができる。そうすれば、適切に警察官の配置をすることができるし、顔を隠している被疑者の特定が困難であるという事態も避けることができる。また、一部であることからすれば、顔を隠して集団行進に参加することを禁止せずとも、顔を隠している人を中心に警察官が警戒するという手段をとれば、安全阻害行為を防止することができる。以上のことから、手段に相当性が認められない。**

したがって、手段が目的達成のために必要不可欠なものであるといえない。

5. よって、規制①は集会の自由を侵害し違憲である。

第2. ②

1. 規制②は結社の自由を侵害し違憲か。

2. 結社とは複数人が共通の目的で持続的に結合することである。結社の自由が認められる趣旨は結社を結成し、同一の目的を共有する他者と協力して活動をすることによってより有効適切に目的を達成することにある。そのため、結社の自由は結社をつくり、それに加入し、あるいは加入しない自由、及び結社を通じて活動する自由をいう。

3. 該当団体を指定し、報告を義務付けることによって A2 庁が該当団体を継続的に監視をすることが容易になる。誰でも見るができるものであっても、明確に A2 庁の監視下に置かれているとすれば、萎縮効果が強いといえる。

したがって、結社の自由に制約が認められる。

4. しかし、集会の自由も絶対無制約ではなく、公共の福祉による制約を受ける。

(1) この点について、規制②は報告義務を負わせるものであり、表現を規制するものではないから、間接的付随的制約であり、規制態様は強度ではないとも思える。しかし、報告義務を求めているものであるから、内容規制結社の自由は自己実現及び民主主義の価値を有する重要な自由である。本件規制は明確に A2 庁の監視下に置かれているとすれば、強い政治的主張は避けるようになるという萎縮効果が強く規制態様が強度であるといえる。

そこで①規制目的が重要で②目的達成のために合理的かつ必要のかで判断する。

(2) これを本件についてみると、前述のような背景があり、公共の安全を害する行為を実効的に抑止するために、安全阻害行為を助長している団体の活動を把握することにある。したがって、規制②の目的は安全阻害行為を防止し、公共の安全を守ることであるから、重要な目的であるといえる。

該当団体を指定し、報告を義務付けることによって A2 庁が該当団体を継続的に監視をすることが容易になることから、安全阻害行為を助長している団体の活動を把握するという目的に手段が適合し合理的であるといえる。

団体の規制は過去 5 年以内に、デモにおいて「法律案の骨子」の第 2 の 2 に掲げる行為のいずれかを行い、処罰された構成員が全体の 20%以上に上る団体に限定している。20%以上も処罰された構成員がいるのであれば、

処罰を受けたことのない団体まで及ぶような一律的な規制ではない。したがって相当な手段であるといえ、合理性が認められる、

5. よって、規制②は結社の自由を侵害せず合憲である。

以上